

# かながわ議会 DIGEST 第8号



市民が見つめる県内議会

2014年4月30日発行：開かれた議会をめざす神奈川市民団体連絡会

## 第8号の発行に当たって

世話人代表 赤倉昭男

来年4月の統一地方選挙を間近に控え、日本列島には出馬を目指す現職議員や新人たちの動きが目立ってきました。それは選挙準備活動を活発化する現職議員や未来の職場を下見しておこうとする新人たちの議場傍聴での姿からもうかがえます。

彼らの活動の場である地方議会に、にわかに胎動してきているのが「議会基本条例」策定の動きです。神奈川県内では県議会など21自治体議会がすでに制定済みです。

本号では、これまでの各議会の出来事の報告に代えて、世話人が見てきた県内議会の「現状と課題」を率直に語ったレポートを掲載することにしました。結果は、議会・議員の義務とは何か、議会基本条例は市民参加と情報公開をいかに正しく規定していくかにあるように思えました。皆さまはどうお考えですか。

## 座談会 ～～地方議会の現状と課題～～

開催日時 2014年3月12日（水）10-12時 場所：かながわ県民センター



### 出席者（発言順）

青木 有俱（茅ヶ崎市）  
吉井 俊夫（川崎市）  
小林 眞理（横浜市）  
村中 恵子（茅ヶ崎市）  
田口 謙吉（二宮市）  
山蔦 紀一（寒川町）  
赤倉 昭男（相模原市）

### 写真（センター正面）

前列左から

田口、村中、赤倉

後列左から

青木、山蔦、小林、吉井

【スタート】

青木（司会、茅ヶ崎）：今日のテーマは「地方議会の現状と課題となっています。初めに、皆さんそれぞれから自己紹介と所属団体の概況報告をお願いします。

出席者の市町村のデータ紹介

	人口	議員数	予算(一般)
横浜市	370万	86	14182億円
川崎市	145万	60	6171億円
相模原市	72万	48	2576億円
茅ヶ崎市	23.7万	28	674億円
寒川町	4.7万	20	132億円
二宮町	2.8万	14	76億円

【自己紹介／各自治体の状況】

吉井（川崎）：「川崎市議会を語る会」の世話人をしてしています。川崎には他にかながわ市民フォーラム、かわさき市民オンブズマン、それに政調費改革かながわ見張り番などがあります。私たちの会は2009年の統一地方選挙辺りで作って活動を始めました。川崎では議会基本条例が出来ていますが、中身はいわゆる理念条例で議会の考え方が改革に届いていない。改善をいくつか改革と称してやっていますが。

小林（横浜）：普段は個人として、団体名が必要なときは「開かれた議会をめざす神奈川県市民団体連絡会」の横浜支部を名乗って、議会基本条例の審議を中心に傍聴を続けてきました。この条例は今年の2月21日に議会で可決されましたが、条例の二本柱である「情報公開」と「議会報告会などの市民参加」が抜け、議会基本なし条例となってしまうました。

村中（茅ヶ崎）：「フォーラムちがさき」で活動しています。行政に対して政策提言する活動が主な団体です。茅ヶ崎の議会基本条例は、自治基本条例が出来たので、それに合わせて作ったという形です。また継続的な議会改革のために議会制度検討会が設置されています。4月1日には市民参加条例が施行され、これは議会にも関わっているので、すごく大事です。

田口（二宮）：「オープンな二宮議会をめざす会」です。6年前に赤倉さんを二宮に招き議会についての活動報告を聞きました。以前は全員協議会の傍聴を「させろ、させない。」でもめたほどでしたが、今では全面公開、審議資料なども閲覧でき、色々な面で開かれた議会になってきています。

山蔦（寒川）：この連絡会の発起人として皆さんと一緒にやっていますが、今日は個人参加です。議会基本条例は寒川町議会でも作ろうとしていますが、いわば様式美追及の格好つけで、議会基本条例で議会が変わる気はしません。

赤倉（相模原）：「相模原市議会をよくする会」ですが、活動は15年目に入っています。発足した1999年は「地方分権一括法」が施行される一年前でした。議会基本条例は政令市の横浜、川崎には遅れたくないとばかり急いで特別委員会を設置して案を作っていますが、結局は6月議会になりそうです。原案を垣間見る限り理念条例に過ぎず、欠陥は探せばきりがない。

青木（茅ヶ崎）：村中さんと共に「フォーラムちがさき」で活動しています。そもそもは会のメンバー山下さんと一緒に赤倉さんを訪ね相模原の活動のことを聞き、参考にしたのが始まりです。この開かれた議会連絡会については、県内の各団体と相談して2007年に発足させました。

それでは、今日の座談会の趣旨について、赤倉さんから説明をお願いします。

【テーマ設定／議会基本条例】

赤倉：実は「地方議会の格差」というテーマを考えました。というのは全国で初めて議会基本条例を制定した北海道の栗山町は「人口1.3万人、議員13人」の小さな町です。横浜はじめ、川崎、相模原といった政令市の大都市はすごく遅れて制定されています。しかも中身は私たちからすると不満だらけのものです。先ほど皆さんからもそのことは指摘されましたね。ところが考えてみると格差問題にとどまらず、いろいろな課題があると村中さんから発言があったので、枠を広げて考えてみよう、今回の「地方

議会の現状と課題」にしました。

青木：分かりました。これから有意義な話をしましょう。小林さん、昨年総会の時にまとめた議会基本条例の比較一覧表がありましたね。それについて説明をお願いします。

### 【県下議会基本条例の比較一覧表】

小林：みなさんのお話をうかがっていると、一覧表は実態と異なるかもしれません。けれど、実態ではなく、条文に注目したのは、議員は一般市民が持つことのできない「立法権」を持っていて、明文化された条例を見れば、議員がきちんと仕事をしているか、どうかのバロメーターになると思ったからです。また、首長や議員の交代で情報公開が進んだり、後退したりということを防ぐという意味もあります。明るい光を見たいという思いで、評価は甘めになっています。

#### 注1. 議会基本条例一覧表

(P11に掲載、以下一覧表と称す)  
 神奈川県下自治体数「34」  
 1県 3政令市 15市 15町村  
 議会基本条例制定数「21」  
 1県 2政令市 8市 10町村  
 (県内制定62%→全国は注4参照)

青木：小林さんの議会基本条例の一覧表について何かご意見ありますか。

赤倉：相模原の条例原案を見ると改善というものでなく、現在の議会の実態を単に条文化した作業を思わせます。例えば、陳情者の陳述も、陳述者の希望でなく、委員会が必要と認めれば、となっています。

### 【住民による意見陳述】

山蔦：寒川もほぼ同じだな。

#### 注2. 住民による意見陳述(一覧表)

神奈川県下実施自治体数 「11」  
 1県 0政令市 5市 5町村  
 (県内実施 32%)  
 請願・陳情の提出者が審査の冒頭に趣旨説明をするケースが多い。住民参加の具体例で重要項目(注5参照)

田口：二宮では、基本条例の制定特別委員会ごとに市民の意見を聞いてくれた。当初は「努めなければならない」の努力規定ばかりだった。

赤倉：議員が前向きだったのか。

田口：二宮町議会基本条例も先進議会のコピー、物まねの感もありますがそれでも議会自身が議会の役割と議員の責務を決めた事は大きいと思います。条例が出来て議会報告会も開催され市民にとって議会がいくらか身近になりました。あと組だから、一番いいものを作れと言って来ました。若干、市民の意見も聞いてくれています。中身はある程度は評価できます。

小林：改正期限も入っているし、基本条例推進委員会も作るとありますね。

### 【議員別賛否一覧】

赤倉：ところで、議案についての個人別の賛否結果は議会だよりに載っていますか。

#### 注3. 議員別賛否(一覧表)

条例の中に規定がある場合は「○」になる。但し、条例の有無に係わらず、HP、議会だより等に通常は掲載されている。従って、ポイントは個人別に公開されていること。

田口：「議会だより」に載っていますよ。

小林：議員個人の賛否の公開は、議員の人数の問題ではなく、やる気の問題ですね。

青木：茅ヶ崎では個人別の表記になっています。だから党内でも割れることがあるのが良く判ります。

吉井：川崎では会派ごとの掲載です。会派は基本的に割れません。ただ、一人造反がいたことはあるが、その時は、その名前が出ませんでした。だから、無所属を除いて議員名は出さない方針ですね。

小林：横浜はたまに割れる時もありますが、事務局も教えず、記録されていないので、歴史が刻まれていないことになります。

青木：茅ヶ崎はそうじゃない。

小林：個人名と選挙区が公表されれば区民もわかるけれど、会派ごとでは誰か分からない。個人で出なければ投票率に結びつかないですね。

青木：横浜の選挙区は分かれていますね。

小林：行政区ごとで18区です。

赤倉：議案が沢山ある時は採決で間違っただけで起立する議員がいるため、議会事務局が議案毎、個人ごとの賛否の一覧表を配布して、議員はそれを見て立ちます。しかし、事務局はあくまでも参考メモで傍聴者に見せることは出来ないという。最終的に態度を変える人がいるのが非公表の理由だ。

山蔦：公表するなら黒塗りは、しないとなっていたのではないのか。

### 【住民による意見陳述】

吉井：日本で議会基本条例をまとめると、1,800弱の議会で、450議会、25%以上が制定済みで、政令指定都市では20都市のうち12市がすでにありますが、東京の特別区はゼロですね。

#### 注4. 全国議会基本条例制定議会数

全議会数(1,789)	→	450 (25.2%)
・47都道府県	→	25 (53.2%)
・20政令市	→	12 (60.0%)
・23特別区	→	0 (0.00%)
・770市	→	265 (34.5%)
・929町村	→	149 (16.0%)

「自治体議会改革フォーラム」調査  
<http://www.gikai-kaikaku.net/>

青木：ここまでよく出来てきたなと思う。

吉井：最大の市、横浜市が最近制定したのが象徴的です。議会基本条例が一般化したということですね。一方で、福嶋元我孫子市長がアクセサリ一条例とか理念条例とか言っているわけで、自治体の中身が変わっていかねば意味がないわけです。

吉井：最初に赤倉さんが触れた栗山町は、制定の5年前から議会改革を実施し、市民から続けてほしいとの声を受け、制定することにしたそうです。それなら議会基本条

例を作らずに、議会改革は進められるわけで、条例なしでいく議会も出てきて良い。市民参加も含めて実際の議会活動を注目していくべきです。大学の先生、市民を入れて協議会で策定した会津若松市の例もあります。議員も何かと反対し難い様です。

#### 注5. 参考文献「栗山町発・議会基本条例」橋場利勝、榊原勝著（公人の友社）

山蔦：吉井さんの言う市民参加には、パブリック・コメントなども入ると思う。

赤倉：栗山町は議員数も少ない。議会事務局がベテランで議員は従わざるを得なかったと言える。

青木：議会改革が進んでいるところで「議会基本条例」がある中、実際の改革はどうだろうか。

小林：一覧表の「議会改革」を見て頂くと…余り進んでいないことが良く判ります（一同笑）。

### 【政策提案／自由討論】

吉井：議会改革の中で一番大切なのは、議会での提案があり、議論していくプロセスがあること、そこで議員間での自由討論が出来ていること、会派のなかだけでの議論では、正規の議論があるか分からない。

#### 注6. 議会改革における三つの要点

「議会基本条例」の中に以下の規定が含まれていること、

- 1) 議員間討論の実施
- 2) 住民に対する議会報告会の実施
- 3) 請願（陳情）での意見陳述の実施

（東京財団 地方議会改革PJ）

例えば、委員会提案の条例があっても、それも皆でしめしあわせて委員会でやっている。議論は何もない。それで最後まで決めてしまう。形式だけで中は何もない。議長の手柄話とするだけ。そういう慣習をこれまで付けてきた。委員会の機能をどう変えていくかが重要だ。例えば請願、陳情の中身をどう実現していくか、努力が必要だ。

青木：それは前に吉井さんからいただいたものにありますね。議会が政策提案にどう機能を発揮してさらに実現していくかです。

赤倉：市長提案については意見が違っても、どの会派も議論しない。しかし、ある会派から議案を提出すると、すごい勢いで議論が活発になる。だから議案次第ですよ。委員会提案はまた違う。

田口：共産党の討論に必ず反対討論をやる。

青木：それは与党としてやるっていう感じだね。



### 【議員提案条例】

赤倉：最近の傾向として、会派だけでなく委員会提案の議案も出るようになっていきます。相模原では、最近「いじめ防止条例」を文教委員会が提出して成立させました。国で昨年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」に沿ったものです。これは前文の文言や提出時期でもめて夜中の日付を超えるまで激論になりました。

吉井：川崎市では「虐待防止条例」の議員提案が、手続問題で深夜までもめました。

村中：本当にその条例が必要か、既に「子どもの権利条約」があり、人権が保障されていれば、わざわざ条例を作る必要はないのではないかと。

吉井：その不要論はあったのですが、人を説得しようとの議論になっていないところが議会の議論として問題に感じたところです。

赤倉：相模原も昨年3月に「自殺対策基本条例」を制定した。また、ある自治体が、

現在300人の自殺者を103人に減らすという目標を立てていたが、なぜゼロでないのか不思議に思いました。

山蔦：先生に実力がないのが理由だと思う。いじめを担任の先生が教室で察知できないようでは仕方がないよ。

赤倉：先日横浜市会の傍聴をしたが、自民と共産が討論ではなく、激しいヤジ合戦をしているのには驚きました。

山蔦：議員提案が大事というが、議員に実力が伴っているかどうかの問題だ。市民が議会を傍聴しても、図書室を拡充しても、議員の実力向上にはならない。反問権を設けても関係ないと思う。行政提案を公開の場で議会が補完できれば良いのだが、今はそうっていない。

### 【意思決定における問題点】

吉井：議会活動としては三つある。一つは意思決定、次は事務執行の監視、評価、最後は政策立案、提言です。これまでの意思決定はハンコを押すだけの「承認型意思決定」に過ぎない。川崎の市長選では中学校給食について、自民党は箸にもかけず、共産党は熱心だったが、教育委員会は新市長が言ったらすぐにやりましようとなった。議会が決意した時、行政側とどう議論したか。自民は前期の議員がやったことは引き継ぐことはない、と言って逃げてました。

#### 注7. 「意思決定」の分類・整理

- (1) 提案型意思決定  
…提案-討論-意思決定
  - (2) 問題提起型意思表示  
…提案-討論-住民-首長へ提示
  - (3) 承認型意思決定  
…市長提案を承認する
- 現状…「提案」が乏しく、「承認」だけ

赤倉：選挙のたびに変わっていくんだね。

吉井：新市長の実力次第です。議会は自分で執行するわけじゃないんで。

村中：議会は予算を承認するだけで、決算時にもチェック機能が働いていません。委託事業もコンサルが出したもののだけで、施

策に生かされていないので、無駄になっているのですが、チェックは誰もしない、だから市民がチェックするしかないのです。

山蔦：数百万円、数千万円かかっていようが、議会では「これでいいんじゃない」で議論が終わっちゃう例が多い。

### 【通年議会】

赤倉：ここで、通年議会の実態を聞きたいんだけど。相模原は今年1月から始めた。今年思いがけないことが起きた。長崎市議会で、2年前、2012年に導入した通年議会を廃止することになったんです。導入を主導した連立会派は廃止に反対したが、廃止案を提案した自民党ほかの多数で採決されました。廃止の理由は県職員や議員の拘束時間が長すぎるといことだったようです。メリットは自然災害への対応や議会の自主的な開催が可能ということだったが、あまりにも早い終結だったと思います。

吉井：川崎では百人を超える高給取りが単に座っているだけですよ。

赤倉：通年議会を導入した議会はあるが、その後やめた議会も出てきた。理由は、いつ突然議会が開催されるかわからない職員の緊張と備えに耐えられないのじゃないか。廃止を主張した自民党議員団は“職員の負担増加”に過剰に配慮したようだ。

吉井：職員は巨大な時間のむだを強いられている。一問一答にしても調整の有無は別にして下書きがあります。要は中味の問題だ。通年議会の本当の意義は何か、委員会開催の少なさの問題ではないはずです。

赤倉：通年になると報酬の問題がでてくる。相模原市の議員報酬は月67万、通年になれば少し増やせとか。

### 【一問一答】

赤倉：一問一答は時間がかかり過ぎる、用意した質問が出せないうちに終わってしまう。質問より演説が多いのも問題だ。

山蔦：寒川で、議会の一般質問の質疑が「演説会」のようになってきたので、それを正すために一問一答方式にしたと考えていま

す。確かに演説はなくなり、「一步前進した」という意見が多い。もっと活用して進化させて良いと思う。質問時間に制限があるが、行政の答弁時間は含めていない。

### 注8. 一問一答（一覧表）

本会議での議員質問は一人の議員で複数に亘る。この時、項目毎に質疑を行うことを意味する。全問まとめるのは一括という。条例への規定に係わらず、どの議会においても、何らかの取決めがある。

村中：議会が本来の機能を果たしていれば意味があるでしょうが、今の議会のままでは意味がないです。議員が役割を果たしていません。茅ヶ崎市でも他市の一問一答の事例が資料として出されました。色々な形態があり、市が答弁を長くして、結果時間がなくなって質問ができなくなるということでは困ります。



青木：議題に挙げた議会の傍聴や陳情者の意見陳述、資料配付のことで茅ヶ崎の場合を説明します。公式の会議は総て傍聴可能、それ以外で例えば議会制度検討会も傍聴可能だが日程が公表されないのが問題があります。資料の配付は行うことが決まりました。一部有料も有ります。

意見陳述は議会に因って決定するのがこれまでのやり方です。今後は陳情者が希望する場合には趣旨説明ができる運びになっています。しかし決定がまだで、6月議会から可能になる運びです。近隣の市、藤沢市や大和市で、すでにできるようになっているところもあります。基本条例に規定はな

いが、実際の運営として可能にすることになっていきます。

【議員と住民／コミュニケーション】

村中：25年くらい前に仲間から議員を出していた頃は、基本条例はないが、運営は今よりオープンで傍聴議員でも発言ができました。時代の流れで後退して、そのような運営ができなくなり。地域的とかではなく、時代によっても、構成議員の個々の資質によっても変わるのです。それぞれの議員がもう少し幅広い考えをもって臨んでもらいたい。そのころは同じグループの議員だけではなく、他の会派の議員でも前向きな議員が多く、また女性議員がまとまって提案するなどもありました。

青木：補足しますと、その時代には大きな公団住宅が市内に2箇所でき、その団地から、ふたりの議員がでるなど市民の力が全体的に大きく、時代的な背景、世の中に新しい方向を求める雰囲気がありました。今は後ろ向きです。

山蔦：地方における利権は昨今かなり少なくなったと思う。公共工事の予算が少なくなったこともあり、土建系の地方議員の数が減ってきている。議員の存在価値が下がっているが、逆に議員は横暴になっているように思います。いろいろ開かれた議会に逆行する状況があるが、本当に、議会基本条例制定でこれを止めようとしているのかどうか、疑問だ。

小林：基本条例を調べていて、二宮などの町村では住民と議会の距離が近いので、民意が届きやすいと思っていました。しかし、横浜にも選挙区として18区があり、自分の近くの議員（鶴見区）に目を向けると希望が出てきて気が楽になりました。情報公開請求するまでもなく、情報が入るようになりました。また、自分の事例だが、自転車専用レーンを増やしたいと議員にアプローチしたら、最近自転車と歩行者の事故が増えていて、それは全市的な問題だからと、自転車政策が進むことになりました。あきらめないで、身近な自分が一票入れた議員にアプローチし、その議員がだめなら別の議員に要望することですね。

山蔦：行政側が、最近、市民との対話を進めようとしている。市長もやるし部下も地域の会合に出て意見を聴取する。議会と対抗してやるようになってきているが、議会はそれをあまり意識していない。このまま行くと議会などあてにされなくなる。行政の方は対応がうまい。行政が市民との対話をやるようになれば市民は議員の評価ができるようになる。議会がこの動きに対抗できれば良いのだがその姿勢がない。「行政が何でも全部やってしまう！」との声もあがっており、危機感を持つ若い議員も出てきて、何とかバランスを保っているのが現状だと思っている。私は、二代表制が機能しているのかということそうではなく、行政に負けていると思う。議員が市民に評価されるシステムを基本条例に書き込めれば良いと思っているが、可能なのだろうか。

田口：議会基本条例が制定されても議会や議員の質やレベルが上がるわけではないが、器（基本条例）があれば中味（質）も変わらざるを得ない。議員レベルは市民レベル、議会や議員の質の問題はこれからで市民側の責任も重大です。

注9. 参考文献「市民自治」

福嶋浩彦著（ディスカヴァー）

・主権者としての市民の自覚にも言及している。

赤倉：議会も必要性は感じているがなかなかできません。どぶ板議員はいるが、議員提案できる議員はなかなかいません。相模原では議員48人だが、大会派でない意見は通りません。議員定数削減が3年程前に盛り上がり、議会の資質をあげるため「議員通信簿」に会の設立から取り組んできました。しかし、本当にその効果があるか、との疑問が出てきています。通信簿で落第となった議員が当選し、通信簿では優秀な人が入らない、点数の悪い議員には有力者が多いのです。通信簿が役に立たない事態があり、マンネリ化してきて問題にしています。来年2月には通信簿作成作業をやりますが、与党が極端に多いと効果ができません。今は市長イコール与党議員だ。

吉井：川崎は違う。自公民連合に対抗した

のが今の市長だ。しかし政策が前市長と違うかというところでは違うではない。

小林：横浜では今の市長は議会と対立しないかわりに、どの会派の要望も受けてどんどん借金をして箱ものに金を出しています。ただ、子ども支援などの女性政策はそれなりにやっている。非常に文句を言いづらい市長です。

### 【首長と議員／二元代表制】

赤倉：横浜の林市長と議論して勝てる議員はいないのではないかと。秘書も増やしており、反対する人がいない。

吉井：二元代表制が機能しているかと言うところではいいがたい。では変えたらいいのか？ それも言いづらい。しかし、議論は必要で、二元代表制ありきではない。提案をするのは行政の方が優っていて、その合間を縫っての議員提案として、虐待に関する理念条例とか地産地消条例程度があるだけだ。二元代表制の理念そのものに期待するのは現実には無理があり、それを変えるような議論が必要だ。市長の力と権限は非常に大きく、それを認めた上で対応策を考えることがポイントだ。

村中：議員が自分の立場や議会のあり方を本当に理解していない。議員になったからには市民全体に責任を負うべきだが、そのことを考えてやってくれる議員がいなくなった。土木屋さん代表、地域を開発するのが好きな人、生活のためにやっている人などで、議会改革が必要と思っている人は少数だ。また議員が勉強しているわけではない。こんな分厚い資料を全員協議会で事前に市が全部説明するので、議員がそれを活用して市民に伝えればよいのだが、それをやってくれる議員がなかなかいない。

赤倉：議会改革が必要と思っているのは私たちだけで、議員はそのようには思っていないようだ。どこの基本条例にも「二元代表制の下での議会…」となっている。だが、お題目のように言っているが、それを理解していない。二元代表制なら「最大会派だ、与党だ」とか言うことではない。市長と議会とが緊張関係にあるのが本来の姿だ。

### 注 10. 参考文献「民主主義の舞台」をめざして 廣瀬克也著(ぎょうせい)

・新たな自治体議会のあり方を、住民との交流を含めて、幅広く提示し、判り易い説明をしている。

### 【行政と議員／行政報告】

青木：茅ヶ崎では行政の必要で、全員協議会で市政の課題を報告している。質疑はやらないのが前提だ。質疑すれば事前審査になる。しかし、質疑（的なもの）をやってしまうと議員は「終わった、分かった。」と思ってしまう、正規の会議ではしっかり議論しない。以前「定例行政報告会」があり、毎月1回開かれていた。質疑は受けないのが原則だった。市民が正規の会議でなく、事前審査でないかとの指摘をしたことをきっかけにとりやめになり、それが全員協議会に置き換わった。

田口：根回しですね！ 全員協議会を公開しない市町が県下で半分位ある。全協が終わった後、二次会で飲み会までやっている所もある。

吉井：川崎市は行政からの調査報告があります。これはこれからやる事項について、もう一つは議会、議員が知りたいことについて説明する場だ。資料は公開されており、閲覧も可能で、年間100件位になります。報告だから質疑はしないでよいのです。

田口：基本条例が出来る前は正式でないので議事録が無く、傍聴も出来ませんでした。

小林：議員なら、資料を読み込んで疑問があれば職員を呼んで調べることができますよね？

村中：資料をもらったら議会までの間に勉強をして、質問をすればよいのだが、議員はそれをほとんどやらない。私たちに関係する事項は市民の立場で調べたりするのだが。議員が調べに行っても、表面的に聞きに行くから、騙されて帰ってくる。納得してしまっていて終わりが多い。

吉井：資料はHPに出ている。問題意識があれば調べればよい。行政に言えば親切に解説してくれる。



田口：前に助役をやられた方が「昔、予算、決算議会でそろばんをはじきながら質問する議員がいて行政側も緊張して臨んでいた。今はそこまで理解して質問できる人がいない。」と言っていた。議員がしっかりすれば行政もしっかりする。議員が勉強不足で議会・行政間での議論に発展がない。一問一答と言ってもまだまだ形だけで内容が伴っていない。

山蔦：質問すべきことを市民側が提供してあげると、議員は結構これを参考に思う。実際、予算書を読み込んでいる議員は少ないものです。少数会派の議員は予算審議のメンバーから外されてもいる。議員がお互いに評価しないのであれば、市民側がやるしかない。

### 【事務事業の評価】

赤倉：二元代表制を確立するために何をすればよいか、一般質問でどのように行政チェックをしているか、行政のやっている事業や予算配分のことをしっかりチェックすれば、もう少し市民に評価されて役割を果たして行ける。そうでない議員・だめな者は落とすようにしないといけない。会派を超えて課題毎に議員がまとまってやるべきことをやる。これが大事だ。

吉井：確かに少数だ。川崎市でも千以上の事業があり、それを60人の議員毎に割り振ってチェックができるか、それは困難。川崎市の問題・課題を明らかにして、議員で割り振って取り組む、議会の委員会でセレクトしてやっていく、議員毎にやるのは、それをできる議員、できない議員が出てきます。議員一人一人の役割にするのでは無理があり、問題意識を持っていても個々の議員の力量だのみでは難しいですよ。

赤倉：プロジェクトチームを作ってやればよいということか。

小林：インターネットは政策を語る議員と語らない議員を判断する材料を得ることができる。ブログなどを見ていると、この議員とこの議員は党派はちがうが、言っていることは同じだと言うのが見えてくる。

### 【投票率アップ】

山蔦：私は、「議員定数変動制」の意味を強調してきているが、今日は意見があまり出なかった。投票率が下がってきたら議員の定数を減らす。そうすれば議員は緊張する。個々の議員の能力の差ではなく議会全体を評価することの方が大事だ。議会全体の機能が果たされていけば投票率は上がるはず。投票率は正確に出るので、それによって議員定数を変えると良いと言う意味だ。定数が減れば当選議員の報酬を上げて良いと思う。こうすれば、議員個々ではなく、議会全体に対する住民の関心が高まると思う。

村中：人数を減らすではなく、投票率に応じて給料を減らしたらよいのではないか。栗山町のように議会が市民に説明をすることをやれば、市民の関心も高まり、投票率の向上にもつながる。(賛成の声・拍手あり、次の寒川の基本条例で先鞭を付けてみたら！ など)

山蔦：それも確かに一つの手だ。

赤倉：投票率が低いのは議員の責任と言うものではない。

吉井：イシューをはっきりさせることが選挙での大事なこと。しかし地方議員の選挙はそうはいかない。10人の内9人が当選するのではイシューも何もない。2倍くらいの競争があればよいが。大選挙区制は議会でのいろいろな立場の発言がされるというのが趣旨、その変更も課題ではあるが。投票するのも1人だけに投票か、会派一人か、3人位入れるやり方も海外で例がある。名古屋では、イシューとしては「報酬問題」(半分にする)で皆が関心をもった。市政の本当の問題点を取り上げてやること。先々のことにつながるかどうかは不明、またその時少数の意見をどうとるか？ また競争がもっとあることも大切だろう。

青木：新しいアイデアの方向付けも大事だが今は現在の制度の下でどう改革を進めるかが重要。個々の議会・行政でも違いが大きい。何が効果的か、何が大事かを考えるようにして行きたい。

### 【住民による政策提案制度】

村中：茅ヶ崎の市民参加条例にある政策提

案制度の紹介をしたい。5人あつまれば提案ができる。議会もすんなり通った。大和市でも市民参加条例に記載はあるが、提案の実績がないとのこと。茅ヶ崎では市民が自治基本条例を眠らせてはおかないとして取り組んでいる。政策提案制度については行政も入って事例研究をした。7件ほどの事例が出された。行政もどう対応するかのフローチャートを作っている。面白いので、今後に期待してもらいたい。

吉井：行政に提案して検討するのか、窓口は？ 市民参加庁内会議などがあるが…

青木：茅ヶ崎の事例研究の一例で「広報紙の配布を、自治会にゆだねるのをやめて、業者にまかせて全戸配布をやったらどうか」を取り上げた。行政は自治会とのチャンネルが大事だから、それはやりたくないとの立場。市民参加庁内会議は、市民参加に関わりのある各課の担当者の会議である。

吉井：議会では会津若松市が同じ事を行っている。問題提起は、そんなに多くはないが…。最後の政策まで行くか、またそれが政策として決まるのかも別であるが。

**注 11. 参考文献「議会からの政策形成」**

会津若松市議会編（ぎょうせい）  
・住民と議会の意見交換によって、政策を練り上げる過程を定型化した。

**【守秘義務】**

山蔦：国会では防衛秘密の守秘義務が議論されているが、日本の地方議員に守秘義務はないようだ。地域エゴで区画整理がもめにもめた例があるが、行政の秘密が漏れているのが大きな原因だと思う。議員に守秘義務がなければ、入札情報を知った場合、それを公表しても良いことになってしまう。西欧の先進国では、議員に守秘義務があるのは当たり前になっているのではないだろうか。

**【フィニッシュ】**

司会：まだまだ議論不足もあると思いますが、ちょうど時間となりました。今日の意見交換の中でそれぞれの議会や市民活動の特徴も出てきたと思うので、それらを参考

にしながら新しい着眼点をもって、それぞれの議会に対して、それぞれの団体で取り組むようにして頂けるようお願いいたします。  
（「注」1-11 作成 吉井俊夫）

**【座談会を終えて】**

今回のように座談会の議論をDIGESTの特集として取り扱うのは初めてだった。

座談会の最後に述べたように、紹介された各自治体議会の特徴や問題点の交流、またこれを機に県下議会の基本条例の内容や特徴の整理、地方議会で課題となっている、一問一答や通年議会、議会の市民への公開度合いの調査など、今後それぞれが取り組むにあたって参考に供する材料が出たと言う点で役立つものであったと思う。

しかし、取り上げる課題の整理、会の進行、参加者の問題意識の議論を通じての発展など不十分だったことも多く、参加者にも読者にも物足りない思いが残ったと思う。進行役としての役割も同様で、雑談のような形で意見が交わされたことなど、後からテープ起こしをしてみても改めてその不十分さを思い知らされたことであった。今回を一つのステップとして、今後に活かして行けることがあれば幸いである。

青木有俱

**【編集後記】**

座談会から49日経過した。その間、地方自治体の「予算議会」は、住民の注目なく終わった処が大部分であろう。

その現実の中で、議会に対する様々な批判、注文が出た「座談会」の内容を出来るだけ判り易くまとめるのが、編集作業の役割になると考えた。

そこで、座談会で使用した「資料」と共に、編集の際に「注」11箇所を付けて、背景となる全国及び神奈川県下の議会改革の状況を説明し、参考文献も記載した。

なお、座談会の内容に関して読者諸氏の率直な御意見を頂けるようお願いいたします。

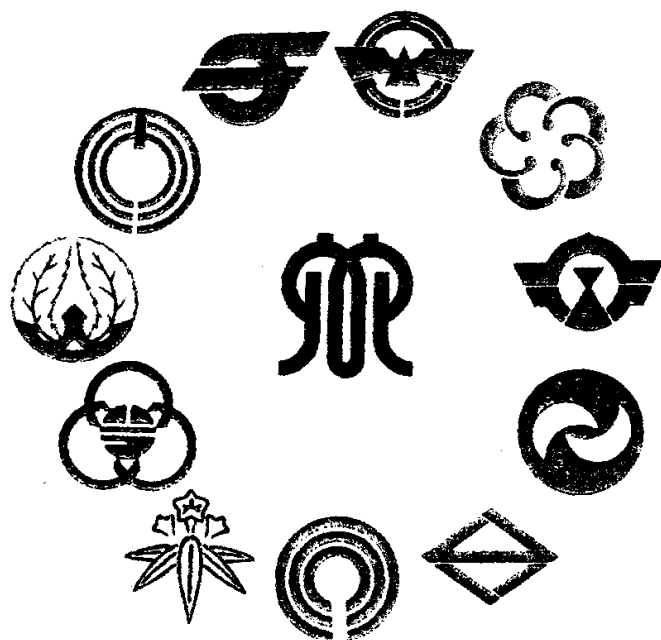
吉井俊夫

神奈川県下 21自治体 議会基本条例 比較と評価表

2014年04月29日現在

順位	自治体	議会報告会等	陳情請願政策	意見陳述	会議原則公開	説明責任	賛否公開	議会改革	検証改正期限	傍聴への配慮	一問一答	図書室開放	評価項目数		
													○	△	×
1	三浦市	○	○	○	○	○	○	×	△	×	○	○	8	1	2
2	二宮町	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	8	0	3
2	真鶴町	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	8	0	3
4	逗子市	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	×	7	0	4
4	葉山町	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	7	0	4
4	大和市	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	7	0	4
4	横須賀市	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	7	0	4
8	神奈川県	○	○	○	○	△	×	○	×	×	○	×	6	1	4
9	大磯町	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	6	0	5
10	愛川町	○	○	○	○	△	×	×	×	×	○	×	5	1	5
11	小田原市	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	5	0	6
11	開成町	○	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	5	0	6
11	川崎市	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	×	5	0	6
11	箱根町	○	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	5	0	6
11	藤沢市	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	5	0	6
16	秦野市	○	×	×	○	△	×	○	×	×	×	○	4	1	6
17	茅ヶ崎市	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×	4	0	7
17	中井町	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	4	0	7
19	大井町	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	3	0	8
19	湯河原町	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	3	0	8
21	横浜市	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	2	0	9

作成：小林 眞理



この図案は、本会に加盟する14団体が本部  
を置く自治体の徽章で構成されています